

# hand to hand 交流会 親亡き後ミニセミナー

2020年7月19日

障害福祉業界を明るくしたい行政書士・社会福祉士

篠原 雄太郎

# 自己紹介

篠原雄太郎（しのはら ゆうたろう）

1988年2月12日生まれ（榮倉奈々さんと一緒）

浦和大学卒業・社会福祉士取得

社会福祉法人けやきの郷に就職 10年以上現場経験あり

2018年に埼玉県鶴ヶ島市で行政書士事務所を開業

2019年に埼玉親なき後総合サポートセンターを立ち上げ

障害福祉サービス事業者の運営サポートを専門。経営・資金調達を勉強中



# ミニセミナー内容

- 親亡き後の現状（現場と制度の側面から）
- 親亡き後への備えとして知っておいた方がよいこと

# 親亡き後の現状



# 親亡き後の現場

## 残った子どもたちの身体面・精神面の変化

→親を慕っていた子どもほど変化が大きい（体重減少・暴力が増える等）

## 支援者の入れ替わり立ち替わり

→真剣に考えている支援者ほど疲弊してしまう

# 親亡き後（法律・制度）

## 障害者総合支援法

→縦割り行政（65歳の壁）65歳以降になったら、原則介護保険に移行

## 成年後見制度

→希望した後見人になるとは限らない。裁判所管轄（自由 < 保護）

## 相続

→片親が亡くなったら、遺産分割協議のために成年後見人を選任する必要もある？

# 親亡き後の備え

知っておきたいこと



# 成年後見制度

後見人を変えることはできない

後見人報酬は本人の財産から払う

**早く利用しない（最終手段に）！**

遺言を残すなど工夫を！



# グループホーム

## 入所施設との違い

### グループホーム

65歳になったら出ていくこともある

昼間は別の事業所を利用する (夜のみ)

### 入所施設

65歳になっても利用することができる

昼間も同じ施設で利用可 (昼夜利用可)



# 遺言・相続

子どもに揉めて欲しくない場合は  
遺言を残すことをお勧め

自筆証書遺言は財産目録以外全部  
手書き。作ったら法務局へ預ける

公正証書遺言は公証人が作成する  
ため、信頼性が高い。公証役場で  
遺言の有無の確認ができる



# ご相談先一覧

親なきあと相談室 → 渡部伸（社会保険労務士・行政書士）

親心の記録・相続について → 日本相続知財センター 福岡支部

成年後見人を探したい場合 → 社会福祉士会ぱあとなあ福岡

年金について相談したい → 社会保険労務士(年金)

遺言書を作成したい → 行政書士

**ご清聴ありがとうございました！**

**ご質問があれば、お気軽にどうぞ。**